

## 社会福祉法人

### 三芳町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置規程

平成4年4月1日

規程 第27号

#### (目的及び設置)

第1条 社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が取り組むべき地域福祉活動計画を策定及び、策定後の計画の推進状況を評価することを目的として、三芳町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (委員)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は20名以内を持って組織する。

2 委員は、住民、福祉保健活動を行う者、社会福祉事業に従事する者、行政機関、学識経験者、その他会長が必要と認める者の中から会長が委嘱する。

- (1) 社協理事
- (2) 社協評議員
- (3) 学識経験者
- (4) 行政

#### (所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること
- (3) その他計画の策定、推進に必要な事項に関すること

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員長は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者の出席、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。